

浜岡原発の廃止に伴う税・交付金への影響 (改訂版※注)

田中こうじ

浜岡原発については、本年8月に発生した静岡沖地震により、これまでも増して、東海地震による原発震災の危険性が現実味を深めた。原発に関する推進・反対のスタンスをさておいても、緊急にこれを止めていく必要があるが、その場合の地元経済への影響については、事前に評価し、場合によっては、稼働停止にあたって地元への補償措置を含めた対策を検討しておくべきと考えられる。

まずは、立地する地方自治体への金の流れを整理するため、浜岡原発に関連する諸税と電源三法交付金について調べたので、以下にその概要を報告する。

—本論の概略—

浜岡原発（3～5号機）について、廃炉した場合に生じる税（核燃料税、固定資産税）と電源三法交付金（の主要なもの）への影響を求めた。計算にあたって、税については、代替指標を用いて簡略計算を行った。電源三法交付金の主要なものについての計算は、一部に想定値や推計値を用いたが、基本的に制度に従って算出した。計算の結果、廃炉により生じる影響額は、廃炉後、10年後までで約153～696億円、25年後までで394～1,637億円になることがわかった。

1 評価の対象と方法

(1) 対象サイト

中部電力浜岡原子力発電所（1号機～5号機）

[中部電力からリプレースメントが発表されている6号機についても一部、評価した。]

(2) ケース・パターン

ア 現状（1、2号機廃炉決定後）まま

イ 3号機を廃炉した場合

ウ 3、4号機を廃炉した場合

エ 全部廃止

(3) 評価要素

ア 税（核燃料税、固定資産税）

イ 電源三法交付金（電源立地地域対策交付金 [原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分、電力移出県等交付金相当部分及び原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分]）

税については、法人二税（法人事業税と法人住民税）もあり、従業員数で按分するとのことであるが、今回は評価していない。

また、電源三法交付金についても6号機がリプレースされることを想定した場合、稼働初期に交付される電源立地地域対策交付金の電源立地等初期対策交付金相当部分と電源立地促進対策交付金相当部分が、相当の額となる他、交付金全般に影響を及ぼすが、これらについては、今回、評価していない。（なお、5号機についても、電源立地等初期対策交付金相当部分が'09年度まで交付対象であるが、これも評価していない。）

(4) 評価の手法

ア 税（核燃料税、固定資産税）

本来の制度を説明すると、まず、核燃料税は、県が発電用原子炉の設置者に対して課税する

法定外普通税と呼ばれるもので、静岡県核燃料税条例で定められている。課税額は、発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の 100 分の 10。次に、固定資産税だが、個別の償却資産ごとに御前崎市（大規模償却資産については一部、静岡県）が、中部電力に対して課税する。税率は、地方税法の規定により、100 分の 1.4。課税額は、償却資産の残存簿価（資産の取得価額から定率の償却額を毎年差し引いて求められる残額。資産ごとに耐用年数（その時点で取得価額の 5 %となる。）で償却済みとされる。）に税率を乗じて計算される。細かく見ていけば、一定額以上の大規模償却資産に係る固定資産税は、市町村ではなく、都道府県の歳入となるなど、複雑な制度になっているが、課税総額としては、大きく変わらないと見てよいものと思われる。

具体的な評価については、今回は、大まかな金額規模を把握すればよいと判断されるため、適宜、簡便な手法を用いた。

まず、核燃料税だが、将来的な予測を考えていくには、実際の税額算出方法に沿った積算に要する煩雑な手順よりも、いっそ発電電力量と装荷燃料の数量、そして課税額の相関を仮定して、相関係数を求めることにすれば、大きく的外をせずに概算値を求めることができると考えた。

固定資産税についても、本来の手法のように、個別に取得した償却資産ごとに、所定の耐用年数から減価償却費、残存簿価を順に求め、それを積算する（しかも、上記の大規模償却資産に係る特例が適用されるなどすると、複雑な制度により個別、配分額が変化するが、それらを考慮にいれなければならない）のは、政策検討に求められる精度のものではない。そこで、個別の償却資産を各号機ごとでひとまとめに考え、建設総額で一括し、起算時点は運転開始年度（日割り計算なども省略）、耐用年数についても、大括りに 20 年として、定率の減価償却で残存簿価を求め、固定資産税率を乗じて、固定資産税を算出した。従って、これら概算（近似計算）については、係数の操作などで、小さくない変動が生じる可能性があることに留意する必要がある。今回数字を求めるにあたって、別の方法やデータによる妥当性確認に配慮したつもりだが、今後、読者各位からも妥当性検証に関するご意見をお寄せいただければ幸甚である。

イ 電源三法交付金（電源立地地域対策交付金 [原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分、電力移出県等交付金相当部分及び原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分]

こちらについても制度の説明から。まず、原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分だが、電灯需要家（一般家庭）の契約口数（世帯数）と電力需要家（工場、事業場）の契約 kW 数に一定の比率（係数）を掛けて計算する。要するに電力消費量に応じて交付される交付金で、交付対象は立地市町村（御前崎市）と隣接市町村（菊川市、掛川市、牧之原市）で、隣接市町村には県を通じて交付される。交付期間は運転開始の翌年度から運転終了までで、その算出式は次のとおり（但し、隣接市町村分については、さらに 1/2 を掛けた額となる。）。

$$(\text{電灯需要家契約口数} + \text{電力需要家契約 kW} \times 1/2) \times \text{交付単価} \times 12 (\text{カ月})$$

なお、交付単価は、設備能力によって段階的に区分される他、設置時期により重み付けを行う仕組みになっており、最近できた大規模集中立地になるほど高くなる。（措置の経緯はともかく、新規立地が進まない中、増設立地を促進する誘導措置といえる。）設備能力の段階区分と、割増単価の計算式は次のとおり。

表－1 基本単価算出表

設備能力区分 (万kW)	交付単価 (円/月)
100未満	300
100～200未満	400
200～300未満	500
300～400未満	600
400～500未満	700
500～600未満	800
600～700未満	900
700～800未満	1,000
800～900未満	1,100
900以上	1,200

※ 隣接市町村、隔々接市町村の基本単価は、原則として上表の2分の1の単価となります。

交付単価の算出式

$$\text{①で算出した基本単価} \times \left(1 + 0.5 \times \frac{\text{S56.4.1以降に 新增設された能力}}{\text{総設備能力}} \right) \times \left(1 + 0.5 \times \frac{\text{H4.4.1以降に 新增設された能力}}{\text{総設備能力}} \right)$$

(式中の①は左表のこと)

次に電力移出県等交付金相当部分。これも、集中立地県に対する手当ての性格が強い交付金だが、立地県内の発電電力量が消費電力量の1.5倍を越える場合に、2つの電力量の差（「移出電力量」という）に応じて県に交付されるもの。

三つ目の原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分は、炉の新旧（3段階）ごとの出力規模と、同じく新旧ごとの発電電力量、更にサイト内の使用済み燃料の量（トン数）に応じて計算される金額を積算して交付される交付金で、立地市町村に対して交付される。

具体的な交付金額（正確には交付限度額）は、次のA～Gの項目を積算して求める。

- A：全ての原発の設備能力の和に応じて、段階的に設定された交付額（「交付単価」という。）
 - B：運転開始後15年以上の原発の加算分。対象となる原発の設備能力の和に応じて、段階的に設定された交付額
 - C：運転開始後30年以上の原発の加算分。対象となる原発の設備能力の和に応じて、段階的に設定された交付額
(つまり、運転開始後30年以上の原発はA～Cの全ての項目で交付算定の対象となる。)
 - D：全ての原発の「発電電力量」の和に応じて、段階的に設定された交付額（ただし「発電電力量」とは、後述の①の算出式で求められる架空の発電量を指す。)
 - E：運転開始後15年以上の原発の加算分。対象となる原発の「発電電力量」の和に応じて、段階的に設定された交付額
 - F：運転開始後30年以上の原発の加算分。対象となる原発の「発電電力量」の和に応じて、段階的に設定された交付額
(ここでも、運転開始後30年以上の原発はD～Fの全ての項目で交付算定の対象となる。)
- 各項の交付単価は下表のとおり。

表－2 積算項目ごとの交付単価一覧 単位：億円

設備出力(万kW)	A	B	C	発電電力量(万MWh)	D	E	F
100未満	1.0	0.5	1.0	0～100	0.1	0.05	0.1328
100～200	2.0	1.0	1.5	100～200	0.2	0.1	0.25456
200～300	3.0	1.5	1.75	200～300	0.3	0.15	0.36624
300～400	4.0	2.0	1.875	300～400	0.4	0.2	0.46862
以下100万kW 当たりの増額	1.0	0.5	* 1	以下100万MWh 当たりの増額	0.1	0.05	* 2

* 1：今回の計算では使用せず。

* 2：算出式不明であり、過小評価を避けるため0.1328に比例するものとして計算した。

G：原発サイト内の貯蔵設備に、1.48炉心分を超えて貯蔵されている使用済み燃料の量（1トンあたり40万円）

次に、これら3つの交付金についての具体的な評価方法について述べる。

まず、原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分だが、算出式中の「電灯需要家契約口数」と「電力需要家契約 kW」を直近のデータで固定し、廃炉に伴う「交付単価」の変動を調べることにした。「電灯需要家契約口数」はほぼ世帯数に比例する数となると想定し、'05年の国勢調査の結果と、同じ'05年の全国の電灯需要家契約口数（電気事業連合会HPより）から、世帯当たりの平均の電灯需要家契約口数を求め、御前崎市、菊川市、掛川市、牧之原市の世帯数を用いて各自治体の電灯需要家契約口数を計算した。「電力需要家契約 kW」は、中部電力管内データに対して、この「電灯需要家契約口数」と同じ比率となるものと想定し、算出した。

続いて電力移出県等交付金相当部分。計算に用いる「発電電力量」は発電実績そのものではなく、一部を設備容量に置き換える計算（つまり、稼働ゼロでも交付金が下りる仕組み。）であるため、浜岡原発でいえば、5号機の運転開始（'05年1月）と1、2号機の廃炉（'09年3月）によって、設備容量そして「発電電力量」が大きく変わる。このことを踏まえ、'05～'08年度の中で最大の発電実績年度のデータを用いて過去最大の発電電力量を算出し、その年度の消費電力量との比較で、交付対象に該当するかどうかを、まず確認し、それから交付額計算をすることとした。結果から先にいえば、この確認で、静岡県はこの交付金の交付対象でないことが確認できた。数値で示すと以下のとおり。

$$\begin{aligned}\text{「発電電力量」} &= \text{「想定発電電力量等」} \times 1/3 + \text{実際の発電電力量} \times 2/3 \quad \cdots \text{①} \\ &= 43,774 \text{ (百万 MWh)} \times 1/3 + 27,625 \text{ (百万 MWh)} \times 2/3 \\ &= 33,008 \text{ (百万 MWh)}\end{aligned}$$

…「平成19年度電力需給の概要」の経年データの'05年度データより

$$\text{「消費電力量」} = 31,391 \text{ (百万 MWh)} \quad \cdots \text{環境省データ'04年度データより}$$

$$\text{「発電電力量」} < \text{「消費電力量」} \times 1.5$$

三つ目の原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分は、上記2交付金よりも更に厄介で、交付金計算に炉の新旧（「運転開始後15年まで」、「運転開始後15～30年」と「運転開始後30年以上」の3区分）が加味されるため、経年的にみて、交付金額が変化してくる（各炉の節目の年度を表-3に示す。）。そこで、1の(2)のケース・パターンごとに、対象の原発の新旧区分が変化する年度で区切って場合分けをして、計算した。年度の区切りは表-4のとおりであり、「現状まま」のケースで5つ、「3号機廃炉」のケースで4つ、「3、4号機廃炉」のケースで3つ、合計12の場合分けとなった。（以下、場合分けパターンを各欄の記号で表す。）

なお、非現実的ではあるが、この計算では、ケース・パターンの想定で稼働を続けるものとした炉には、寿命の制限を加えなかった。従って、例えば「現状まま」パターンでは「場合分け5」の場合で、浜岡3号機が運転開始後、47年以後も稼働していることになるシナリオである。

実際の計算では、将来の稼働率として80%という値を採用した。これは、'04～'08年度の5年間の3～5号機の年間稼働率の平均値（79.1%）を踏まえて設定した。また、G（原発サイト内の貯蔵設備に、1.48炉心分を超えて貯蔵されている使用済み燃料の量）については、これまでの実績でも全体で年3億円程度の積み上げがあるようだが、今回の計算では除外した。

表-3 交付金算定における節目年度

	運転開始年度	運転開始後15年	運転開始後30年
3号機	'87年度	'02年度	'17年度
4号機	'93年度	'08年度	'23年度
5号機	'04年度	'19年度	'34年度

(太枠内は表-4 に関する部分)

表-4 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分算出のケース・パターン

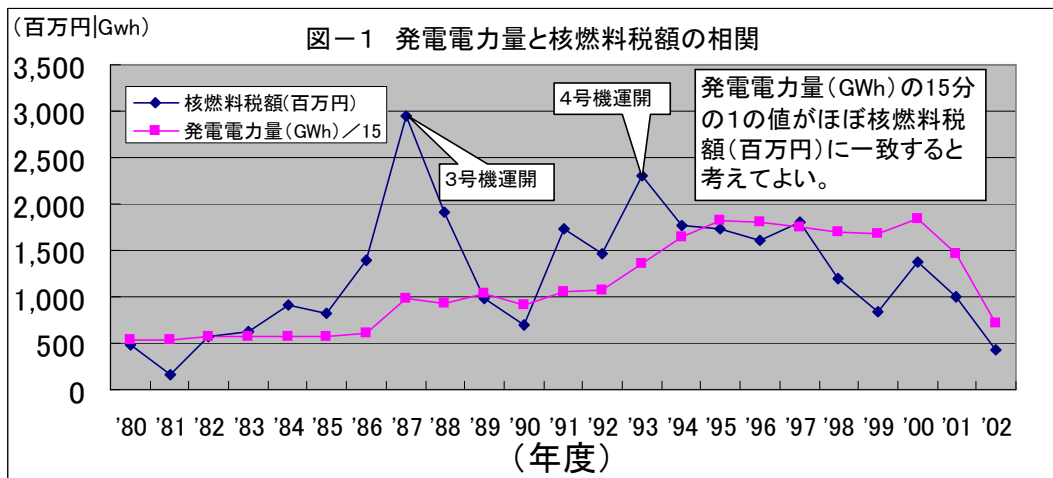
ケース・パターン	場合分け1	場合分け2	場合分け3	場合分け4	場合分け5
現状まま	~'16年度 B-①	'17~'18年度 B-②	'19~'22年度 B-③	'23~'33年度 B-④	'34年度~ B-⑤
3号機廃炉	~'18年度 C-①	'19~'22年度 C-②	'23~'33年度 C-③	'34年度~ C-④	
3、4号機廃炉	~'18年度 D-①	'19~'33年度 D-②	'34年度~ D-③		

2 評価結果

(1) 税(核燃料税、固定資産税)

ア 核燃料税

実績発電電力量と核燃料税の相関は次のとおり。



増設炉の新規稼働時には、初期の装荷分の寄与により発電電力量からずれることになるが、概ね発電電力量 (GWh) の 15 分の 1 の値が、核燃料税額 (百万円) に近似することがわかった。これを用いて、各号機が稼働率 80 % で稼働した場合の年間の核燃料税を計算すると次の表のとおりとなる。

表-5 各号機稼働時のおよその核燃料税年額

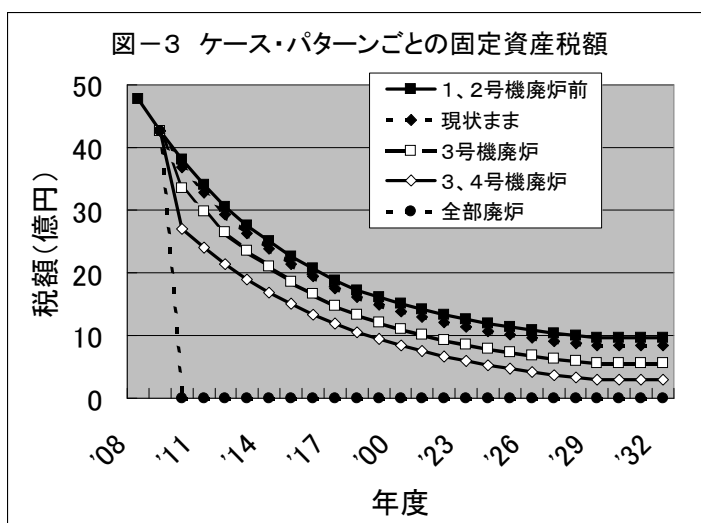
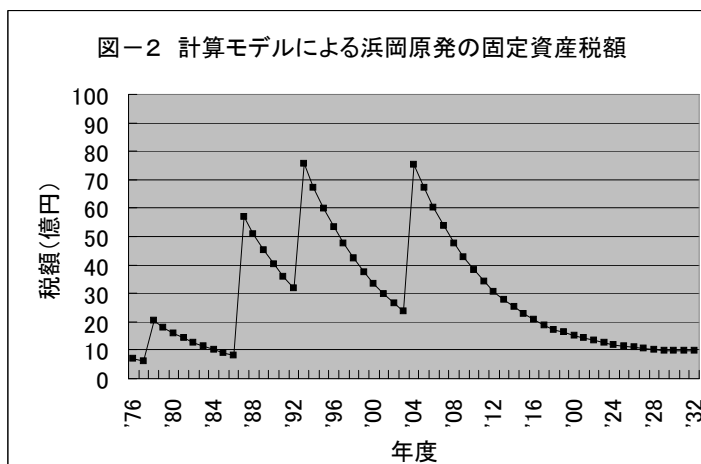
	3号機	4号機	5号機	6号機
出力(MW)	1,100	1,137	1,380	1,400
想定発電電力量(GWh)①	7,708.8	7,968.1	9,671.0	9,811.2
核燃料税(百万円) = ① ÷ 15	513.9	531.2	644.7	654.1

イ 固定資産税

妥当性確認のため、これまでの固定資産税額を計算モデルにあてはめて計算したところ図-2のとおりとなり、概ね妥当な計算であることが確認できた。

'10年度実施として、ケース・パターンごとの固定資産税額を計算したものが図-3のグラフである（参考として、廃炉となった1、2号機が存続していた場合についても「1、2号機廃炉前」として計算している）。

1、2号機はほとんど償却済みで、1基あたり、せいぜい、1億円/年。ある程度償却の進んだ3、4号機で1基あたり、数億円/年であるが、5号機については、今後数年間、毎年20億円以上、向こう10年間では、170億円近くもの固定資産税が地元自治体に入る計算になり、自治体財政への補償を考えるにしても、相応の財源が確保されていなければならないことが分かった。



(2) 電源三法交付金

ア 電源立地地域対策交付金（原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分）

まず、途中の計算として「世帯当たり平均電灯需要家契約口数」は次のとおり。

$$\begin{aligned}
 \text{世帯当たり平均電灯需要家契約口数} &= \text{全国の電灯需要家契約口数} / \text{全国の一般世帯数} \\
 &= 73,348,834 / 49,062,530 \\
 &= 1.495 \dots \text{①}
 \end{aligned}$$

次に、この値の他、国勢調査データの一般世帯数、中部電力の有価証券報告書記載の電灯需要家契約口数、電力需要家契約 kW のデータを用いて、交付金算定対象の電灯需要家契約口数及び電力需要家契約 kW の数値を、表-6 に示すとおり求めた。

表－6 電灯需要家契約口数及び電力需要家契約kWの算出

自治体名	一般世帯数 (A)	① (隣接自治体 は①/2)	推定電灯需要 家契約口数 (B=A×①)	需要家契約口 数の中部電力 管内比 (C)	推定電力需要 家契約kW (D)
御前崎市	10,936	1.495	16,349	1.773e-3	15,300
菊川市	14,661	0.7475	10,959	1.188e-3	10,255
掛川市	38,630		28,876	3.131e-3	27,022
牧之原市	15,453		11,551	1.253e-3	10,809
合計			67,735		63,386

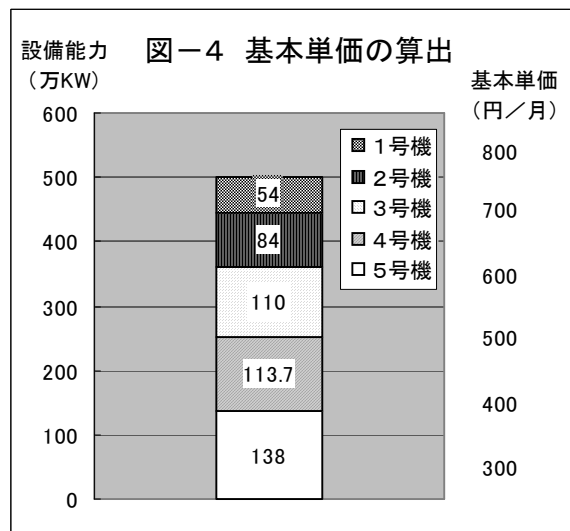
※Cは、中部電力の2008年度有価証券報告書記載のデータに基づき、Bの数値を中部電力管内の総電灯需要家契約口数(9,221,330口)で除して求め、Dは、同じく、Cの値に中部電力管内の総電力需要家契約kW数(8,629,258kW)を乗じて求めた。

続いて交付単価の算出。右表から「1、2号機廃炉前」、「現状まま」、「3号機廃炉」、「3、4号機廃炉」で、基本単価は、700円/月、600円/月、500円/月、400円/月となることわかる。これに各炉の設置時期による重み付け係数を掛けて、交付単価を求めたものが表－7となる。

ここで、ようやく交付金の算出式に当てはめて交付金額を算出することができる。算出式を再掲すると、

$$(\text{電灯需要家契約口数} + \text{電力需要家契約kW} \times 1/2) \times \text{交付単価} \times 12 (\text{カ月})$$

であり、この計算結果を表－8に示す。



表－7 ケース・パターン別の交付単価の算出

ケース・パターン	1号機 54万kW	2号機 84万kW	3号機 110万kW	4号機 113.7万kW	5号機 138万kW	総設備能力(A)	基本単価 (円/月) (B)	'81.4.1以降 に新增された 能力(C)	C/A (D)	'92.4.1以降 に新增された 能力(E)	E/A (F)	交付単価 B×(1+0.5×D) ×(1+0.5×F)
1、2号機廃炉前	○	○	○	○	○	499.7	700	361.7	0.724	251.7	0.504	1193
現状まま			○	○	○	361.7	600	361.7	1	251.7	0.696	1213
3号機廃炉				○	○	251.7	500	251.7	1	251.7	1	1125
3、4号機廃炉					○	138.0	400	138.0	1	138.0	1	900

表－8 ケース・パターン別の原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分交付額の算出

ケース・パターン	推定電灯需要 家契約口数 (A)	推定電力需要 家契約kW (B)	交付単価 (表－7参照) (C)	交付金額 (百万円) (A+B/2)×C×12
1、2号機廃炉前	67,735	63,386	1193	1,424
現状まま			1213	1,447
3号機廃炉			1125	1,342
3、4号機廃炉			900	1,074
全部廃炉				—

計算の結果から、原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分については、5号機以外の廃炉で交付額にあまり大きな影響はないことが分かった。4号機廃炉による2億7千万円弱の額を小さいというかどうかは議論が分かれるかもしれないが、相対比較すれば、5号機1基で11億円近くの交付額を生んでいる事実は大きく、推進の側においても検討すべき課題といえるのではない。

また、少額とはいえ、1、2号機廃炉により逆に交付額が増えることについても、交付の趣旨からすれば変な話である。これまで、廃炉について考慮した制度設計がされてこなかったことの現れだといえる。

イ 電源立地地域対策交付金（原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分）

各ケース・パターンごとの設備出力及び発電電力量の「合計」、「運転開始後15年～」、「運転開始後30年～」の値（それぞれ、表-2におけるA、B、C、D、E、Fの項の額の算出に用いる値）は次の表のとおり（なお、発電電力量は1の(4)のイで示した①式を用い、年間稼働率を80%と想定して計算した想定発電電力量）。

表-9 ケース・パターンごとの各設備出力と発電電力量

ケース・パターン			設備出力(万kW)			発電電力量(万MWh)		
			合計	運転開始後 15年～	運転開始後 30年～	合計	運転開始後 15年～	運転開始後 30年～
現状まま	B	-①	361.7	223.7	0.0	2,746	1,698	0
		-②	〃	〃	110.0	〃	〃	835
		-③	〃	361.7	〃	〃	2,746	〃
		-④	〃	〃	223.7	〃	〃	1,698
		-⑤	〃	〃	361.7	〃	〃	2,746
3号機 廃炉	C	-①	251.7	113.7	0.0	1,911	863	0
		-②	〃	251.7	0.0	〃	1,911	0
		-③	〃	〃	113.7	〃	〃	863
		-④	〃	〃	251.7	〃	〃	1,911
3、4号機 廃炉	D	-①	138.0	0.0	0.0	1,048	0	0
		-②	〃	138.0	0.0	〃	1,048	0
		-③	〃	〃	138.0	〃	〃	1,048

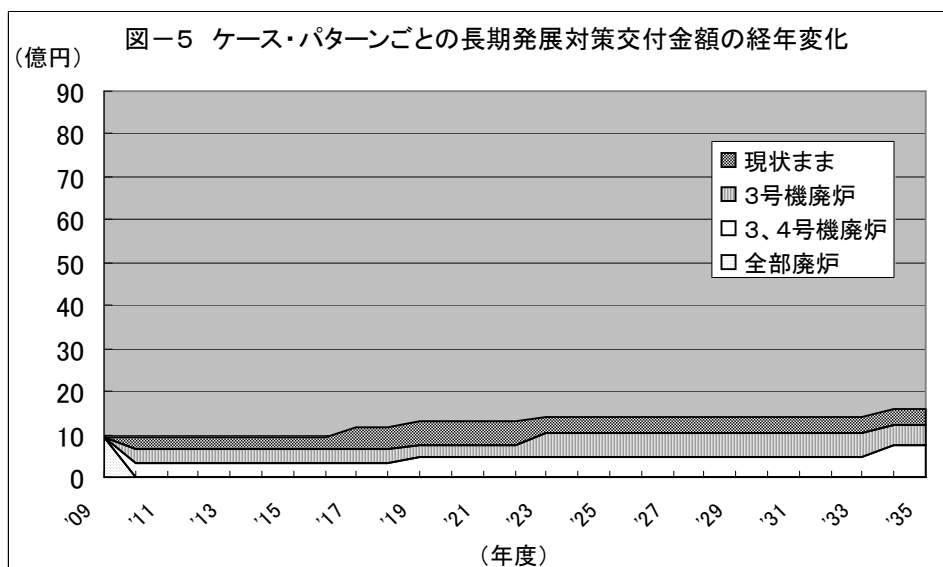
上

表の各項の値を用いて、項ごとの交付金額を求め、合計して、ケース・パターンごとの交付金額を求めた結果が次の表のとおりとなった。

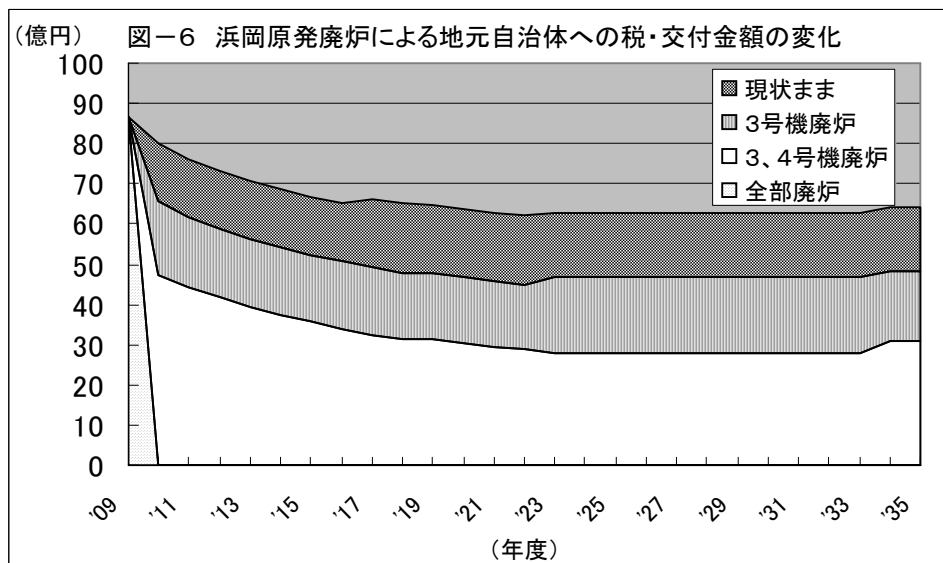
表-10 ケース・パターンごとの交付金額

ケース・パターン			設備出力分(億円)			発電電力量分(億円)			合計額 (億円)
			合計	運転開始後 15年～	運転開始後 30年～	合計	運転開始後 15年～	運転開始後 30年～	
現状まま	B	-①	4.0	1.5	0.0	2.8	0.85	0.0	9.2
		-②	"	"	1.5	"	"	1.1952	11.8
		-③	"	2.0	"	"	1.4	"	12.9
		-④	"	"	1.75	"	"	2.2576	14.2
		-⑤	"	"	1.875	"	"	3.7184	15.8
3号機 廃炉	C	-①	3.0	1.0	0.0	2.0	0.45	0.0	6.5
		-②	"	1.5	0.0	"	1.0	0.0	7.5
		-③	"	"	1.5	"	"	1.1952	10.2
		-④	"	"	1.75	"	"	2.656	11.9
3、4号機 廃炉	D	-①	2.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	3.1
		-②	"	1.0	0.0	"	0.55	0.0	4.7
		-③	"	"	1.5	"	"	1.4608	7.6
全部廃炉			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

これをまとめて、ケース・パターンごとに経年変化を描いたものが図-5になる。制度の設計から考えれば当たり前ではあるが、経年的に漸増となる（ただし、繰り返すが「廃炉の時期を考慮しなければ」という条件が付く。）。



また、上記の4つの評価要素（核燃料税、固定資産税、電源立地地域対策交付金〔原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分〕）の評価結果（地元自治体に納められる税・交付金の額として、表-5、図-3、表-8、図-5に示された値）をまとめ、ケース・パターンごとに経年変化を描いたものが図-6になる。



上記の想定において、「現状まま」以外のケースについては、廃炉に伴って「現状まま」の場合との差額を生じることとなり、(財源をどうするかという問題はあるにせよ)これを廃炉に伴う費用として支出する対応が考えられる。どのくらいの期間、どのように差額補填を行うのかなど現時点では不明なところも多いが、およその見通しとして、経年の累積額を表-11に示す。

表-11 廃炉による税・交付金の累積差額

	10年間 ('10~'19)	25年間 ('10~'34)
3号機廃炉	153.0	394.0
3、4号機廃炉	321.0	835.4
全部廃炉	696.3	1,637.4

単位：億円

3 まとめ

本小論では、現行の税・交付金制度の算定方法に準じて、浜岡原発廃炉に伴い、地方自治体に入らなくなる金額を仮に求めた。現在、進行中の行政刷新会議による事業仕分けにおいても、電源立地地域対策交付金が対象事業となっている。国の財政事情を反映して、今後、電源三法交付金も規模縮小されることになるかもしれない。その場合は、この算出額にも影響する可能性が高いであろう。今回の検討では手に余った、他の補助金、交付金や、原発稼働に伴う地元経済への波及効果など、恐らくこの額に匹敵する規模で存在しているであろうお金についての検討にまでは及ばなかったことについては、不備の誹りを免れない。しかし、地震予知の関係者によれば、プレート型の地震である東海地震、南海・東南海地震は、ほぼ確実に発生するという。これまで原発を襲った地震に関して、国や電力事業者などから何度も聞かされた「想定外」という言葉は、取り返しのつかない大惨事を招いてからでは、何の意味もなさない。原発震災の発生に伴う膨大な経済的損失を想起し、ここで求めた費用を手がかりに、社会が負うリスクの軽減が議論され、対応されていく機運が醸成されんことを祈らずにはいられない。

注：これまで減価償却の残存割合(償却期間が過ぎた後も少し残存価格が残されている)は「5%」としたが、正しくは「10%」であった。再計算の結果、耐用年数がこれまで「25年」と概括したが「20年」となった。また廃炉による自治体への税・交付金額も変わった。(2010年2月27日)